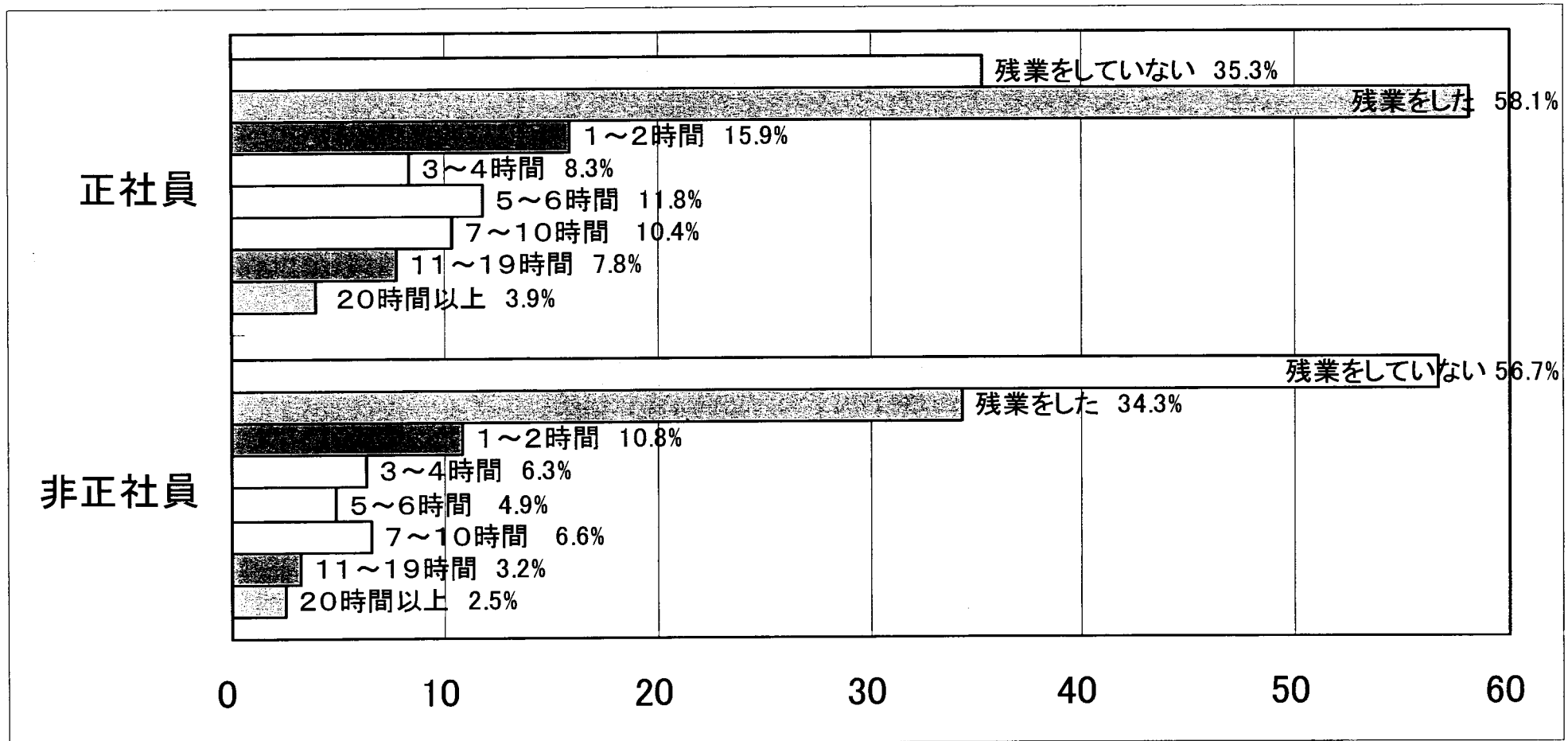


女性の残業実態

○ 女性の残業実態をみると、「週5～6時間」(≒毎日1時間)以上の残業をしている者が、正社員の約3割、非正社員でも約2割を占める。

女性雇用労働者の残業時間 (※育児期の女性に限らない)

単位(%)

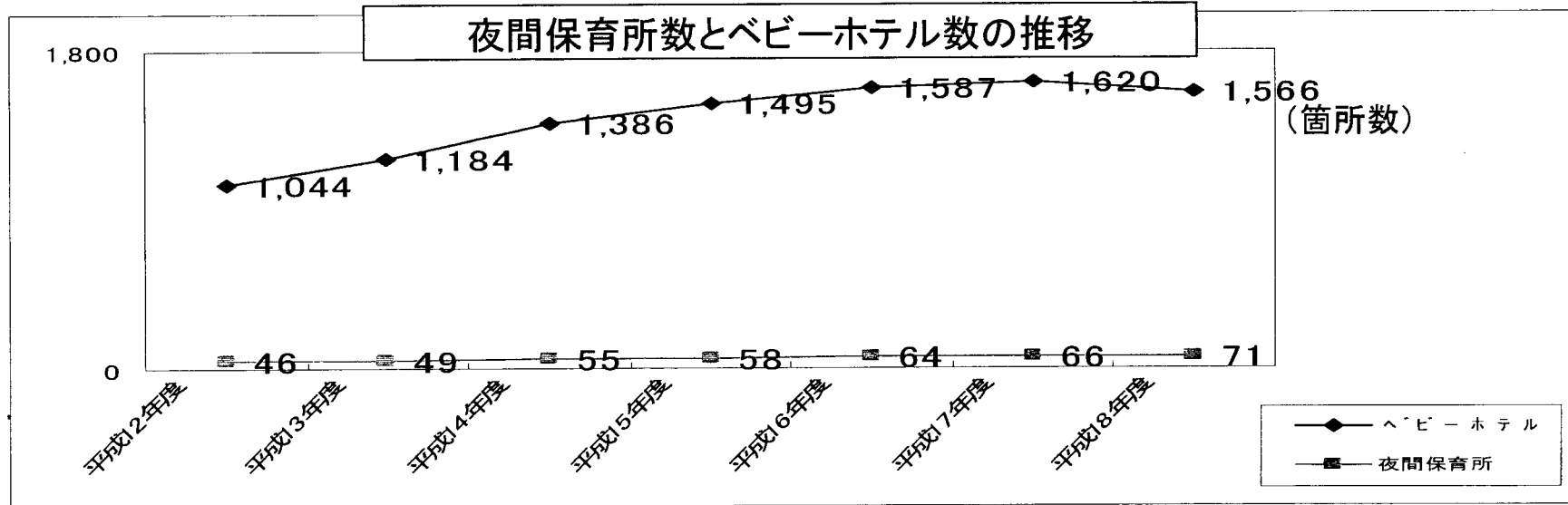


女性の夜間の就労と受け皿の状況

- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在する。
- 受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の2割を占めている。

3.6%	うち交代制勤務者	うち交代制勤務でない者
	2.9%	0.6%

(資料)平成13年女性雇用管理基本調査



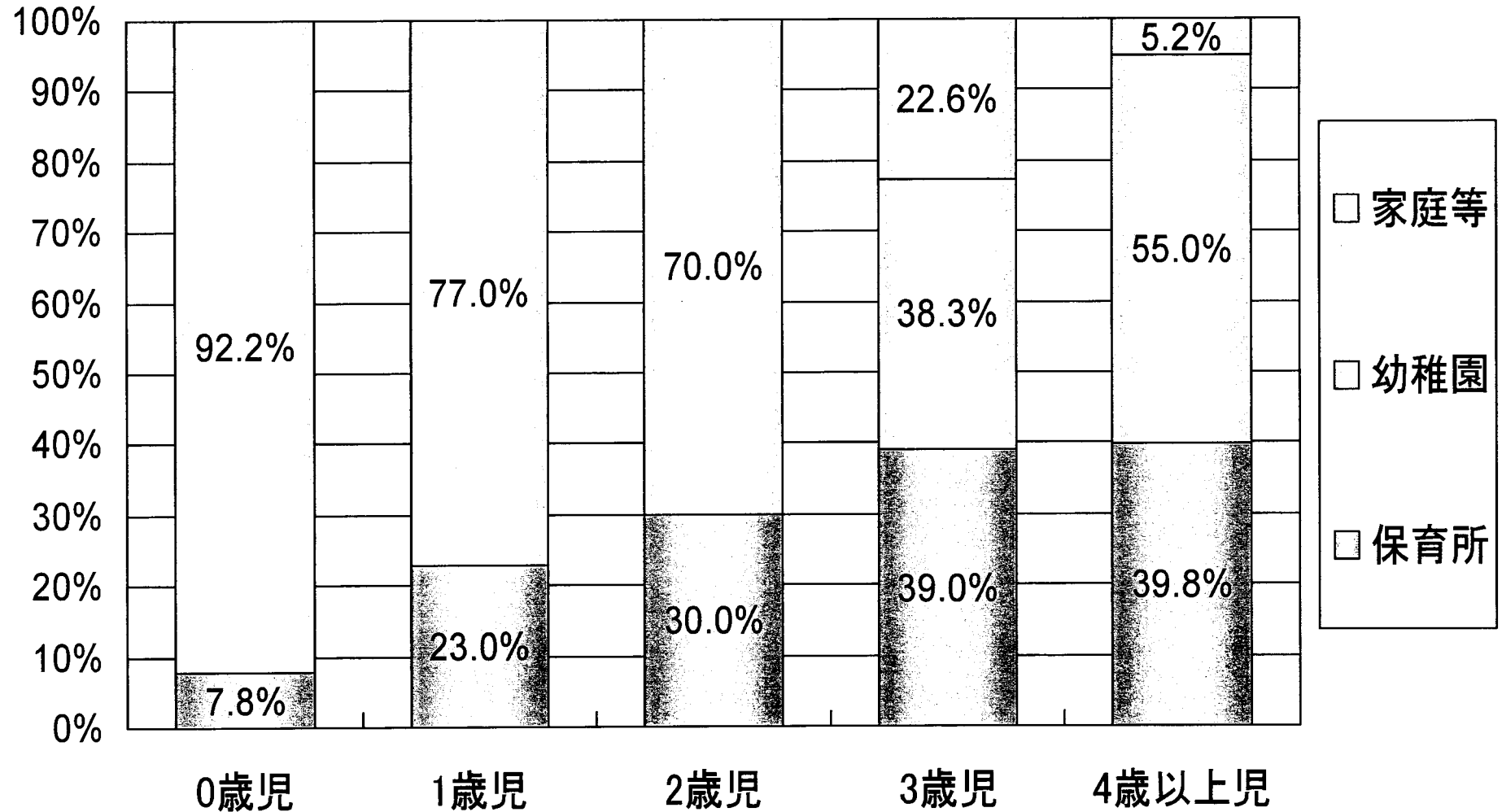
ベビーホテルの保育時間帯別入所児童数

区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	入所児童総数
児童数(割合)	257(1%)	6,338(21%)	22,285(75%)	668(2%)	29,548(100%)
(前年児童数)	(440)	(5,734)	(23,721)	(745)	(30,640)

(資料)保育課調べ

就学前児童が育つ場所

- 3歳以上児は、かなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 一方、3歳未満児のうち保育所入所は2割にとどまり、8割の家庭に対する支援の必要性が伺われる。



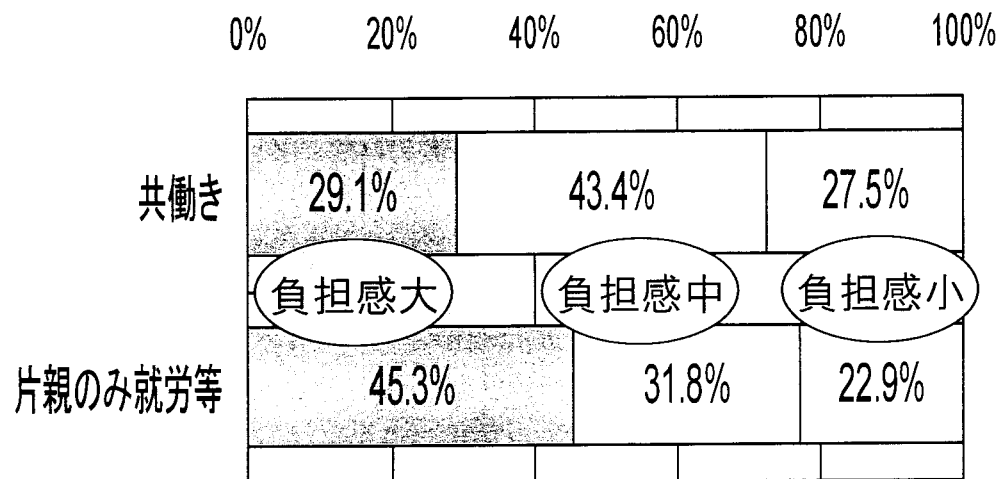
出典) 就学前児童数：平成18年人口推計年報【総務省統計局（平成18年10月1日現在）】
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成19年5月1日現在）】
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成19年4月1日現在）】

子育ての負担感

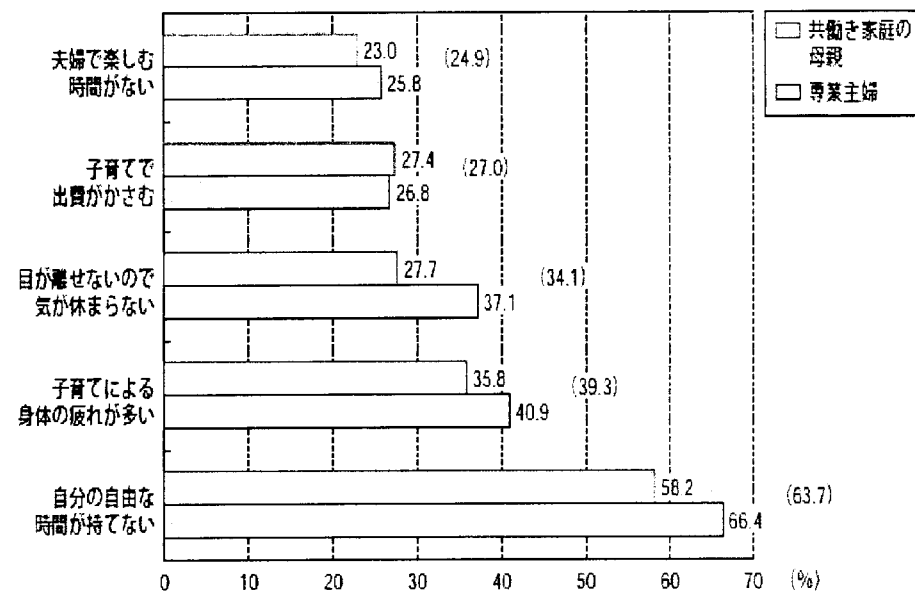
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

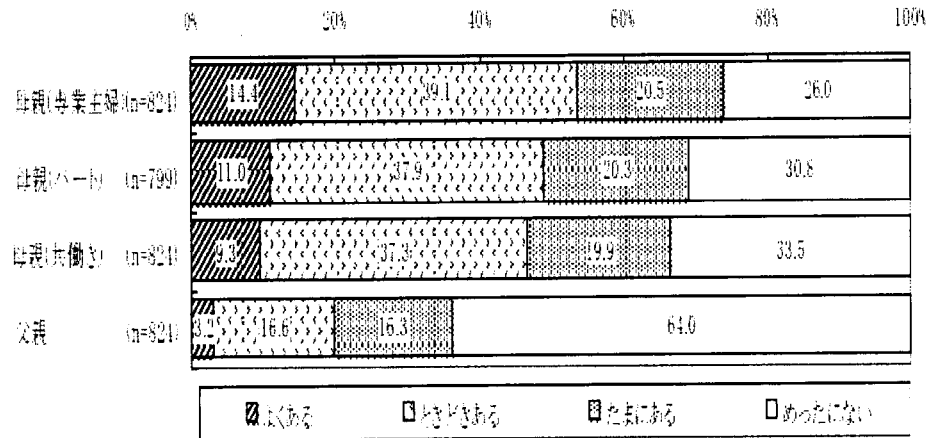


資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
 注：()内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

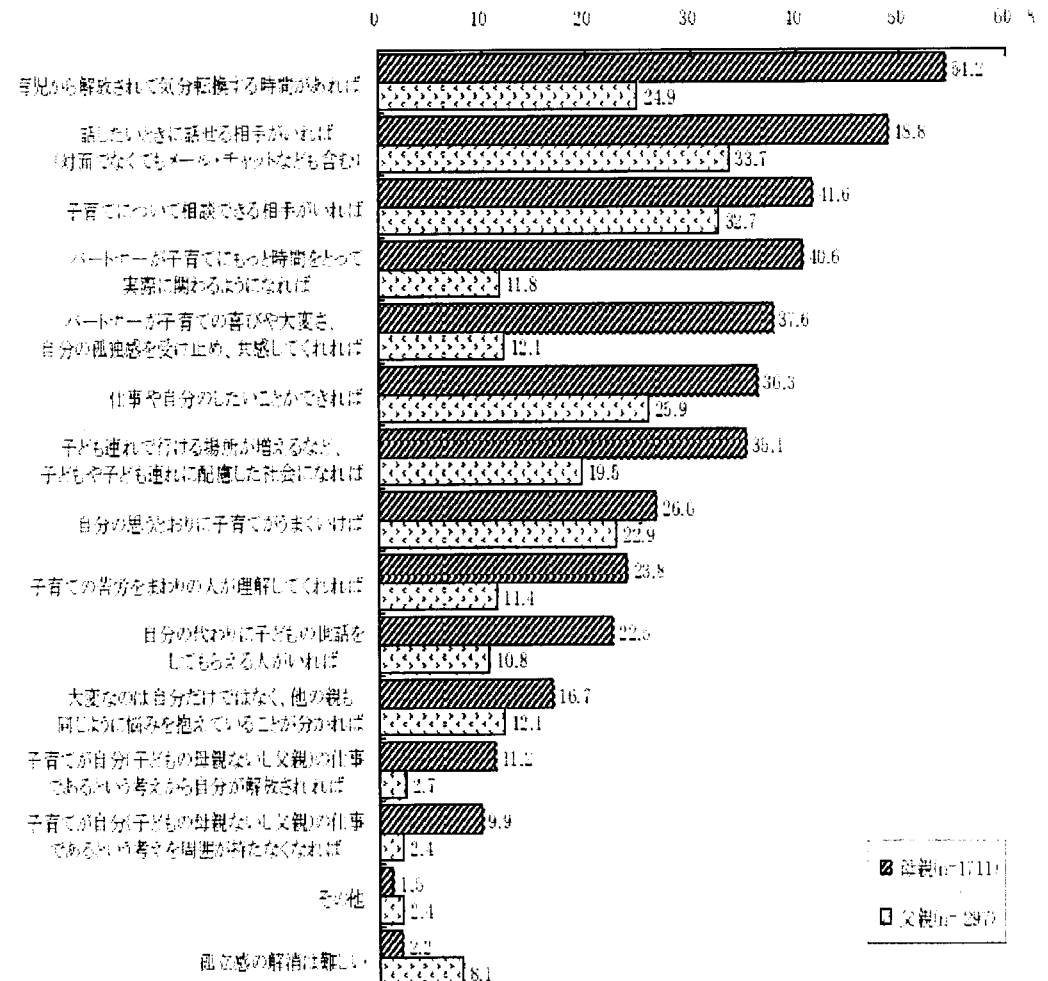
子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか



図表 242 孤立感を解消するには



(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

保育サービスの提供の新しい仕組みの検討の留意点

- サービスの提供の仕組みは、給付対象であるか否かの判断、優先度の高い者の利用確保、多様な提供主体の参入のあり方、地域の保育機能の維持など、様々な要素の組み合わせで成り立っており、それぞれの要素に分解して検討を進めるべきではないか。
- また、それぞれの要素は、密接に結びついているものもあり、関連する給付設計全体を視野に入れつつ、サービスの提供の仕組みのあり方の検討を進めるべきではないか。

現行の保育サービスの必要性の判断基準

「保育に欠ける」判断の仕組み①－政令による基準

○ 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。

○ 「政令で定める基準」としては、
以下のいずれかに該当

+

保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
- ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
- ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
- ⑥ その他（「前各号に類する状態」）

◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

（「保育に欠ける」判断の仕組み②—条例による基準）

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由（就労／妊娠・出産／（養育者の）疾病・障害／同居親族介護）により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由（母子家庭、虐待等）を用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由（母子家庭、虐待等）については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表

札幌市 区

1. 保育の実施基準

保 育 要 件			基準指数				
			父	母			
1	居宅外労働	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100		
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90		
		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90		
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80		
		週3日以上	日中労働7時間以上	70	70		
		その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70		
2	自営	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上	100	100	
			日中労働4時間以上7時間未満	90	90		
			週4日以上	日中労働7時間以上	90	90	
			日中労働5時間以上7時間未満	80	80		
			週3日以上	日中労働7時間以上	70	70	
			その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70	
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80	
			日中労働4時間以上7時間未満	70	70		
			週4日以上	日中労働7時間以上	70	70	
			日中労働5時間以上7時間未満	60	60		
			週3日以上	日中労働7時間以上	50	50	
			その他	日中労働週あたり20時間以上	60	60	
	内職	週5日以上	日中労働7時間以上	80	80		
		日中労働4時間以上7時間未満	70	70			
		週4日以上	日中労働7時間以上	70	70		
		日中労働5時間以上7時間未満	60	60			
		週3日以上	日中労働7時間以上	60	60		
		その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50		
		3	出産	出産予定日前1か月・出産月の翌月末	-	100	
		4	疾 病	入院		100	100
				居宅内療養	常時臥床	100	100
					毎週通院加療を要する	70	70
					上記以外の自宅療養	50	50
		障がい	身体障害者1・2級精神障害者1・2級知的障害者A	100	100		
5	介 護	病院等の付添い介護	100	100			
		自宅介護	70	70			
6	災 害 復 旧		100	100			
7	前各項に類するもの	技能習得中・在学中		80	80		
		自立更生のための就労予定		70	70		
		心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難		80	80		
		日本語習得学校へ通学中		50	50		
		その他明らかに保育に欠けると認められる場合		70	70		
		児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理		999	999		

児童氏名

階層区分

2. 保育の調整基準

1	世帯類型	ひとり親世帯	110
		障がい者のいる世帯	10
2	所得税及び市町村民税非課税世帯または所得税非課税世帯	産休明け・育休明けによる入所の場合	40
		兄弟・姉妹がすでに入所している場合	40
3	転園	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	50
		年度当初(4月及び5月)	10
4	転園	転居などによる通園困難	20
		乳児園から幼児園に転園	999

※4. 転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は、実施基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

合計点数

入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合
居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合
保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合
重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合
居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合
保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合
長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合
保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため児童を保育できない場合

入所基準(条例)の実例④(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。